入　　札　　説　　明　　書

令和８年１１月２０日千葉市公告第８５３号により公告した千葉市桜木霊園照明器具 LED 化修繕の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　制限付一般競争入札に付する事項

（１）件名

千葉市桜木霊園照明器具 LED 化修繕

（２）概要

仕様書のとおり

（３）修繕期間

令和８年３月２６日（金）まで

（４）修繕場所

千葉市桜木霊園（千葉市若葉区桜木１丁目地内）

２　入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）　千葉市内に本店を有する者

（２）　「令和８・９年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿」において、地区区分「市内」、業種「電気工事」に登録されている者

（３）　令和３年度から令和７年度までに同種業務（電気工事等）の履行実績があること

（４）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

３　契約事務担当課

〒２６０－８７２２

千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電話　０４３－２４５－５２１３

電子メール　seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp

4　入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に必要事項を記入の上、本市が必要とする書類を添付して提出すること。

（1）配布場所等

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「建設工事」のリンク(https://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html)の当事業の箇所からダウンロードすること。

（2）提出書類

ア　入札参加資格確認申請書

イ　前記２（３）の実績を証する契約書ならびに業務内容が分かる書類の写し

（3）提出場所等

公告の日から令和８年１１月２７日（金）までに前記３の契約事務担当課に提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時００分から午後５時００分までとし、郵送の場合は、令和８年１１月２７日（金）午後５時００分までに書留郵便にて必着とする。

5　質問書の配布及び提出

（1）配布場所等

前記４（１）の当事業の箇所からダウンロードすること。

（2）提出場所等

令和８年１１月２７日（金）午後５時００分までに前記３の契約事務担当課宛に電子メールにて提出のこと。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

6　入札手続等

（1）入札及び開札の日時

令和８年１２月９日（水）午前１０時００分

（2）入札及び開札の場所

千葉市役所　Ｌ会議室３０２（高層棟３階）

（場所、日時等を変更する場合は別途通知する。）

（3）入札方法

入札者は、原則として前記（１）及び（２）の入札・開札の日時及び場所に出席して、入札書に商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前期３の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後５時００分までに書留郵便にて必着のこと。

（4）入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア　入札参加資格確認結果通知書（写し）

イ　委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

（６）入札保証金

要。（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条第１項に該当する場合は、免除とする。

（７）最低制限価格

予定価格の消費税及び地方消費税を除いた額に３分の２を乗じて得た額（千円未満切上）

（８）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

（９）無効となる入札

千葉市契約規則第１６条に該当する入札

７　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、２回とする。

（３）再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者、前回の入札を無効とされた者又は前回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

８ その他

（１）契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。）

（２）契約書作成の要否 要

（３）支払条件　前金払無、完了検査合格後一括払い。

（４）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。